

## B 里親支援機関について

### 【児童福祉法施行規則の一部改正】

#### 児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 (略)

イ～ホ (略)

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②・③ (略)

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ (略)

#### <内容>

○ 法第11条第4項に規定する厚生労働省令で定める者（里親支援機関）は、同条第1項第2号へに掲げる業務を適切に行うことができる者とする。